

都市計画の決定に伴う住民説明会
塩浜地区市街地再開発事業の説明会

PICK_UP 07

ポートルネッサンス21計画区域内にある塩浜商店街を中心とした「塩浜地区第1種市街地再開発事業」の実施に当たり、都市計画法に基づき、皆さんのご意見を伺います。秩序あるまちづくりの基盤である都市計画の決定を行うための説明会にご参加ください。

と き 5月13日(火)19:00～(約1時間程度)
ところ アルカスSASEBO3階・大会議室A



都市計画課、まちづくり課 ☎24-1111
みなと整備課 ☎25-9353

平成19年に所得が大幅に減った人
所得の申告はお済みですか？

PICK_UP 06

平成19年に所得が減って、所得税が課されない程度の所得になった人が、税源移譲による市県民税の税率変更で税負担の増加の影響だけを受ける場合、平成19年1月1日現在お住まいの市町村に「減額申告書」を提出すれば、市県民税を減額できます。平成19・20両年度市県民税の税額が、本市で決定された人で、減額対象者となる人には、ことし6月下旬に通知しますのでご確認ください。

なお、平成20年度の税額決定には平成19年分所得の申告等が必要となるため、退職により勤務先から平成19年分の収入について給与支払報告書が提出されない人や、所得税の確定申告書の提出が不要な人は、事前に平成20年度市県民税申告書を提出しないと通知ができません。“所得の申告”が済んでいない人は、市民税課へ至急申告してください。
※「減額申告書」の提出期間は7月1日(火)～31日(木)です。
※市県民税の主な改正点については、本紙平成19年12月号や市ホームページでご確認ください。

市民税課 ☎24-1111

国や地方自治体の製造業に関する施策の資料
平成18年工業統計調査結果

PICK_UP 08

平成18年12月31日現在で実施した、工業統計調査(製造業に属する事業所を対象とした統計法に基づく国の指定統計調査)の結果が公表されました(総務省のホームページでもご覧いただけます)。平成16、17年の結果と併せてお知らせします。

なお、平成18年製造品出荷額等(総額1,604億円)の業種別割合は、船などの輸送用機械器具33.5%、食料品

20.2%で全体の半数を占め、続いて、一般機械器具17.9%、飲料・飼料・たばこ6.6%、金属製品4.5%、窯業・土石製品4.0%、その他13.3%となっています。
※平成22年国勢調査の第2次試験調査が、平成20年6月13日現在で実施されます。6月中旬から調査員が、市内で選ばれた約1,600世帯を訪問し、調査票の記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

企画調整課 ☎24-1111

【事業所数、従業員数などの推移】

市町名	平成16年			平成17年			平成18年		
	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(億円)	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(億円)	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(億円)
佐世保市	245	5,831	1,179	285	6,557	1,393	320	7,272	1,604
吉井地域(町)	15	308	19						
世知原地域(町)	10	177	26						
宇久地域(町)	5	45	2	5	44	2			
小佐々地域(町)	44	658	130	47	662	129			
計	319	7,019	1,355	337	7,263	1,524	320	7,272	1,604

※従業員4人以上の事業所の結果を取りまとめています。
※出荷額等は、それぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

新市の一体化を推進する事業などを支援
合併地域まちづくり特別事業のご活用を

PICK_UP 05

本市では、平成17、18年に合併した旧4町(吉井、世知原、宇久、小佐々)との地域間交流と、合併地域の振興を支援するため、合併により積み立てられた基金を活用した助成制度「合併地域まちづくり特別事業」を、平成20年度から始めました。皆さんぜひご活用ください。



合併地域まちづくり特別事業とは？
この事業は、合併後の新市のまちづくりの将来像を示した「まちづくり計画」の推進を目的としています。この計画を推進するため、新市の一体化と合併地域の活性化などを図る住民の皆さんが実施する地域間交流やイベント・地域文化の継承、地域ガイド育成など6つの事業に助成を行う制度です。

- 【6つの支援事業】
- 地域間の交流を目的とした事業(旧佐世保市域を含む)
- ①地域間交流事業
 - ・地域イベント相互参加事業
 - ・地域活動交流支援事業
 - 合併地域の振興を目的とした事業(合併地域限定)
 - ②既存イベント・地域文化の継承事業
 - ・地域代表イベント継承支援事業
 - ・地域伝統文化継承事業
 - ③人材育成支援事業
 - ・地域ガイド育成支援事業
 - ・地域リーダー育成支援事業
 - ④地域景観美化事業
 - ⑤住民協働のためのモデル事業
 - ⑥合併地域特認事業
- 市長が特に認める事業

※①は、旧佐世保市域と合併地域および合併地域相互の住民の交流を支援する事業で、市全域が対象になることから、多くの皆さんにご活用いただきたいと考えています。詳しくは、【図1】をご覧ください。
※②～⑤は、合併地域の皆さんだけが対象になりますので、合併地域の全世帯に事業概要チラシを本紙5月号と同時に配布しています。

補助金の申請
補助金申請に関する書類などは、合併地域行政課のほか各地域の行政センターに備えていますので、お尋ねください。なお、補助金の申請は、必ず、お住まいの地域にある各行政センター(旧佐世保市域在住の人は合併地域行政課)で手続きしてください。

合併地域行政課 ☎24-1111
吉井行政センター総務課 ☎64-3111
世知原行政センター総務課 ☎76-2211
宇久行政センター総務課 ☎0959-57-3111
小佐々行政センター総務課 ☎41-3111

【図1】地域間交流事業の補助内容

